

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(平成24年7月9日現在)

商 品 名	・いくたびプラス（旅行割引特典付定期貯金）
ご利用いただける方	・個人
期 間	・定型方式 1年 ・預入時のお申し出により、自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いをする場合は、「いくたびプラス」ではない「スーパー定期貯金＜単利型＞」としての継続となります。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・一括預入 ・50万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税 金 （５）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金＜単利型＞の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードか、または窓口にお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×30% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店（電話：0763-52-1331）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県JAバンク相談所（電話：076-445-2017）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店または富山県JAバンク相談所にお申し出ください。 富山県弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記富山県JAバンク相談所にお申し出ください。）

その他参考となる事項	・満期日3ヶ月前に、お客さまへ定期貯金「いくたびプラス」にかかる『定期性貯金期日のご案内』（ダイレクトメール）が送付されます。この『定期性貯金期日のご案内』を農協観光支店・JA旅行センターへ提示することを条件に、株式会社農協観光の対象旅行商品について、「いくたびプラス」預入金額または旅行代金のいずれか低い方の5%に相当する金額まで割引が適用されます。 ・旅行代金割引の有効期間は、お客さまが定期貯金「いくたびプラス」にかかる『定期性貯金期日のご案内』をお受け取りした日から、「いくたびプラス」満期日の1年後の応当日までです。 ・旅行代金の割引は、有効期間の間、割引金額の合計が定期貯金「いくたびプラス」預入金額の5%に相当する金額に達するまで、2回以上に分けて適用することができます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
-------------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA福光